

## 岐阜市骨髓等ドナー支援事業助成金交付要綱

平成28年 3月31日決裁  
改正 令和 3年 3月26日決裁  
改正 令和 7年 3月31日決裁

### (趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人日本骨髓バンク（以下「骨髓バンク」という。）が実施する骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業（移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）第2条第5項に規定する骨髓・末梢血幹細胞提供あっせん事業をいう。）における骨髓又は末梢血幹細胞（以下「骨髓等」という。）の移植及び骨髓等の提供希望者の登録を推進するため、予算の範囲内で交付する岐阜市骨髓等ドナー支援事業助成金（次条第2項第2号を除き、以下「助成金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (助成金の対象者)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「対象者」という。）に対し、助成金を交付するものとする。

- (1) 骨髓等の採取を行った日において本市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）で定める住民基本台帳をいう。）に記録されているドナー（骨髓を提供した者をいう。）（以下「交付対象ドナー」という。）
  - (2) 交付対象ドナーが骨髓等の提供のため最初に通院した日から当該骨髓等の提供を完了した日までの間、当該交付対象ドナーを引き続き雇用し、有給のドナー休暇（次項第1号に規定するドナー休暇の制度に基づき付与される特別休暇をいう。）を付与した国内の事業所（個人事業主によるものを除く。）（以下「交付対象事業所」という。）
- 2 前項の規定にかかわらず、対象者が次の各号（交付対象事業所にあっては、第1号を除く。）のいずれかに該当するときは、助成金の対象としない。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- (1) 交付対象ドナーが勤務する事業所に、当該交付対象ドナーが利用することができる有給のドナー休暇の制度（骨髓等の提供に当たり必要な骨髓バンクへの登録、検査、入院等の際に要する相当の期間を特別休暇として認める制度をいう。）があるとき。
  - (2) 本市以外の地方公共団体、団体等から同種の補助金、助成金、給付金その他これらに類する金銭の交付を受けているとき。
  - (3) 市税等を滞納しているとき。

### (助成金の額)

第3条 助成金の額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 交付対象ドナー 次に掲げる骨髓等の提供に係る通院又は入院に要した日数に2万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髓等の提供につき14万円を限度とする。

- ア 骨髓等の提供に係る確認検査、最終同意及び健康診断のための通院
- イ 自己血貯血又は顆粒球コロニー刺激因子（G-CSF）注射のための通院又は入院
- ウ 骨髓等の採取のための入院
- エ アからウまでに掲げるもののほか、骨髓等の提供に関し骨髓バンクが必要と認める通院又は入院

（2）交付対象事業所 交付対象ドナーが骨髓等の提供を行うため休業した日数に1万円を乗じて得た額とする。ただし、1回の骨髓等の提供につき7万円を限度とする。

（助成金の交付の申請）

第4条 助成金の交付を受けようとする交付対象ドナーは、医療機関での骨髓等の採取が完了し、当該医療機関を退院した日の翌日から起算して90日以内に、岐阜市骨髓等ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- （1）骨髓バンクが発行する骨髓等提供の証明書
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 助成金の交付を受けようとする交付対象事業所は、医療機関での骨髓等の採取が完了し、当該医療機関を退院した日の翌日から起算して90日以内に、岐阜市骨髓等ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- （1）ドナー休暇付与申告書（様式第2号）
- （2）骨髓バンクが発行する交付対象ドナーの骨髓等提供の証明書
- （3）交付対象ドナーが骨髓等の提供のため最初に通院した日から当該骨髓等の提供を完了した日までの間、当該交付対象ドナーを引き続き雇用していたことを証する書類
- （4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（助成金の交付の決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請に係る書類等の審査を行い、助成金の交付を適当と認めたときは、助成金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は、岐阜市骨髓等ドナー支援事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、助成金の交付を不適当と認めたときは、理由を付して、速やかに岐阜市骨髓等ドナー支援事業助成金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知しなければならない。

3 助成金の交付は、申請者が指定する金融機関の預金口座に振り込むことにより行うものとする。

（助成金の交付手続の特例）

第6条 助成金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条に規定する手続は適用しないものとする。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の岐阜市骨髄等ドナー支援事業助成金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後になされた申請に係る助成金について適用し、同日前になされた申請に係る助成金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

申請者 \_\_\_\_\_  
住所 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
電話番号 \_\_\_\_\_

### 岐阜市骨髓等ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書

骨髓・末梢血幹細胞を提供したので、岐阜市骨髓等ドナー支援事業助成金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。また、下記4の全ての項目に該当することを申告します。

なお、岐阜市骨髓等ドナー支援事業助成金の交付対象者であることの確認のため、私の住民基本台帳に記録された事項について岐阜市が閲覧し、又は関係機関に照会することに同意します。

- 1 申請金額 \_\_\_\_\_ 円
- 2 提供に要した期間 年 月 日～ 年 月 日 のうち 日分  
骨髓等の採取の日 年 月 日
- 3 添付書類  骨髓バンクが発行する骨髓等提供の証明書  
 その他（ ）

上記の助成金については、下記の金融機関口座に振込みにて支払われるよう申請します。

金融機関名	銀行	口座種別	普通・当座
	農協 信用金庫 信用組合		
		口座番号	
	本店 支店 出張所	フリガナ ----- 口座名義人	

※振込先は、申請者本人の口座に限ります。

#### 4 申告項目

- 勤務する事業所にドナー休暇の制度がありません（ドナーが事業所に勤務している場合のみ）。
- 今回の骨髓等の提供に関し、本市以外の地方公共団体、団体等から同種の補助金、助成金、給付金その他これらに類する金銭を受け取っていません。
- 市税の滞納はありません。
- 岐阜市補助金等交付規則第5条の2第2号又は第3号のいずれにも該当しません。

（参考）岐阜市補助金等交付規則

第5条の2 市長は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

（1）（略）

（2）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）

（3）岐阜市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

様式第1号（その2）（第4条関係）

年 月 日

（あて先）岐阜市長

申 請 者 事業所名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_

岐阜市骨髓等ドナー支援事業助成金交付申請書兼請求書（事業所用）

骨髓・末梢血幹細胞を提供したので、岐阜市骨髓等ドナー支援事業助成金交付要綱第4条第2の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 申請金額 \_\_\_\_\_ 円

- 2 添付書類
- 骨髓バンクが発行する骨髓等提供の証明書
  - ドナー休暇付与申告書
  - ドナーを骨髓等提供日から引き続き雇用していることを証明する書類  
(在職（就労）証明書、労働条件通知書など)
  - その他（ ）

上記の助成金については、下記の金融機関口座に振込みにて支払われるよう申請します。

金融機関名	銀行	口座種別	普通・当座	
	農協 信用金庫 信用組合	口座番号		
本店 支店 出張所	フリガナ			
	口座名義人			

※口座名義人は、助成金交付申請者名（事業所名）と一致させてください。

＜上記の助成金に係る事業所に勤務するドナーの同意欄＞ ※ 必ずドナー本人に記入してもらってください。

私が岐阜市骨髓等ドナー支援事業助成金交付要綱第2条第1項第1号に規定する交付対象ドナー（骨髓等の採取を行った日において岐阜市の住民基本台帳に記録されていること等）であることを確認するため、私の住民基本台帳に記録された事項について岐阜市が閲覧し、又は関係機関に照会することに同意します。

氏 名 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
生年月日 年 月 日

様式第2号（第4条関係）

ドナーアクセス付与申告書

1 骨髓等提供者氏名

2 提供に要した期間 年 月 日～ 年 月 日のうち 日分

骨髓等の採取の日 年 月 日

対象期間 (ドナーアクセス 付与期間)	年	月	日	～	年	月	日
	年	月	日	～	年	月	日
	年	月	日	～	年	月	日
	年	月	日	～	年	月	日
	年	月	日	～	年	月	日
	合計					日間	

以下のことを申告します。

- 1 骨髓等提供者を骨髓等を提供した日から引き続き雇用しています。
- 2 骨髓等の提供に要した年月日等は、上記のとおりです。
- 3 骨髓等の提供に要した日について、上記のとおりドナーアクセスを付与しました。
- 4 今回の骨髓等の提供に関し本市以外の地方公共団体、団体等から同種の助成金を受け取つていません。
- 5 岐阜市補助金等交付規則第5条の2第2号又は第3号のいずれにも該当しません。

(参考) 岐阜市補助金等交付規則

第5条の2 市長は、補助金等の交付の申請をした者が次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の決定を行わないものとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 岐阜市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

年 月 日

所在地 \_\_\_\_\_

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

様式第3号（第5条関係）

岐阜市指令 第 号  
年 月 日

様

岐阜市長

岐阜市骨髓等ドナー支援事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました岐阜市骨髓等ドナー支援事業助成金の交付申請について、下記のとおり当該助成金の交付を決定しましたので、岐阜市骨髓等ドナー支援事業助成金交付要綱第5条第1項の規定により通知します。

記

交付決定額 金 円

注 偽りその他不正な行為により助成を受けたことが判明し、助成金の交付を不適当と認めたときは、岐阜市補助金等交付規則第19条第1項の規定により当該助成金の交付の決定を取り消し、同規則第20条第1項の規定により助成金の返還を命ずることがあります。

様式第4号（第5条関係）

岐阜市指令 第 号  
年 月 日

様

岐阜市長

岐阜市骨髓等ドナー支援事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました岐阜市骨髓等ドナー支援事業助成金の交付申請について、下記の理由により当該助成金を交付しないことを決定しましたので、岐阜市骨髓等ドナー支援事業助成金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

記

【不交付の理由】